

# 京都市長選挙啓発活動支援事業 支援金交付要綱

制定 令和5年10月27日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市長選挙（以下「当該選挙」という。）の啓発活動を実施する学生団体に対する支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付の目的)

第2条 学生団体が自ら企画、実施する当該選挙の啓発活動を支援することにより、「大学のまち京都・学生のまち京都」で学ぶ学生の視点から当該選挙の周知と投票の呼びかけを行うことを促し、若年層の投票参加意識の高揚を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において学生団体とは、次に掲げる事項をすべて満たす団体をいう。

- (1) 京都市内に所在する大学、短期大学に在籍する学生が構成員の過半数を占めていること
- (2) 規約、定款等を整備し、団体の意思決定、金銭出納について定めていること
- (3) 過去1年以上団体としての活動実績を有すること

## (交付の対象)

第4条 支援金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事項をすべて満たす事業のうち、市長が適当と認める事業とする。

- (1) 若年層の有権者が当該選挙への関心を抱き、その投票参加を促す事業であること
- (2) 第7条の規定により支援金の交付の決定を受けた日から当該選挙の執行日までの間に京都市内で実施される事業であること
- (3) 学生団体が自ら企画、実施する事業であること

2 次の各号のいずれかに該当する事業には、支援金を交付しない。

- (1) 選挙の公正を損なう恐れのあるもの
- (2) 京都市の他の補助金、助成金、支援金等を受けているもの
- (3) 宗教活動又は営利を目的とするもの
- (4) 破壊行為又は暴力的活動を目的とするもの
- (5) 特定の思想の普及を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの

## (支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象事業の実施に直接要する費用のうち、予算の範囲内におい

て市長が必要かつ適当と認める額とし、1事業当たりの交付上限額を10万円とする。

ただし、次の各号に掲げる費用を除く。

- (1) 人件費（講演等の講師や外部協力者に対する謝金を除く。）
- (2) 飲食費（事業実施に要する食材料費を除く。）
- (3) 交際費
- (4) 交付対象事業の参加者に係る旅費及び交通費

（交付の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、令和5年11月6日から11月27日までに、交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 規約、定款等
- (4) 過去1年以上団体としての活動実績を証する書面等
- (5) その他市長が必要と認める書面等

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により提出を受けた書類及びヒアリング等により支援金の交付及び交付予定額又は不交付を決定し、令和5年12月11日までに、文書により当該団体に通知する。

（申請事項の変更等の承認）

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、変更承認申請書（第4号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、申請のあった日の翌日から10日以内に、承認又は不承認を決定し、文書により当該団体に通知する。

3 条例第11条第1項第1号に定める「軽微な変更」は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び目標の変更をもたらすものでなく、かつ、交付団体の自由な創意により計画変更を認めることが、より効率的な目的達成に資するものと考えられる場合で、かつ、支援金の増額を伴わない場合
- (2) 事業の目的及び目標並びに事業推進の効率に影響しないもので、かつ、以下のいずれかに該当する場合
  - ア 支援金の増額を伴わずに事業計画の細部又は事業経費の総額若しくは配分を変更する場合
  - イ 支援金を減額する場合

4 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

(事業完了の届出)

第9条 交付団体は、補助事業の完了後、当該選挙の執行日から15日以内(令和6年2月19日まで)に、実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第7号様式)
- (2) 収支決算書(第8号様式)
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の活動内容が分かる書面等
- (5) その他市長が必要と認める書面等

(支援金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条に定める届出があった場合において、支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の額を確定し、届出を受けた日の翌日から15日以内に文書により通知する。

(支援金の支払)

第11条 支援金は、前条に定める支援金の額の確定後、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が支援金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、第7条に定める交付の決定後、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に交付予定額の半額を支払い、前条に定める支援金の額の確定後、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に、確定した支援金の額から既に支払った支援金の額を差し引いた額を支払う。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、条例又は京都市暴力団排除条例に基づいて交付決定の取消し、交付金額の変更又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命じることを決定した場合は、文書により交付団体に通知する。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から施行する。